

## 私たちにできることは？

- ハンセン病と人権について、話し合ってみましょう。
- ハンセン病療養所や資料館(国立ハンセン病資料館 <http://www.hansen-dis.jp>)を訪ねてみましょう。
- ハンセン病についての正しい知識をもち、それをみんなに伝え、社会から差別や偏見をなくしましょう。
- 他に何ができるか考えてみましょう。

**どんな病気であっても、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。**

### 愛知県の取り組み

愛知県では、県内の婦人団体等と協力して、療養所への訪問、入所者の方の郷土訪問、在宅者のための療養相談、専任の保健師による相談窓口の設置、療養所への地元新聞の送付、パンフレット配付などの事業を実施しています。

## ハンセン病年表

1873年	明治 6年	ハンセン（ノルウェー）が“らい菌”発見
1897年	明治30年	第1回国際らい会議で感染説が確立
1907年	明治40年	法律第11号「癩予防ニ関スル件」制定
1909年	明治42年	第2回国際らい会議で“らい菌”の感染力が弱いことを確認
1929年	昭和 4年	「無癩県運動」愛知県の民間運動が発端になり開始
1931年	昭和 6年	「癩予防法」制定
1947年	昭和22年	国内で治療薬プロミンの使用開始
1953年	昭和28年	「らい予防法」制定
1960年	昭和35年	WHO（世界保健機関）が差別法の撤廃、外来治療を提唱
1963年	昭和38年	愛知県が外来診療開始（現在は、療養相談として実施）
1993年	平成 5年	高松宮記念ハンセン病資料館（東京都東村山市）開設
1996年	平成 8年	「らい予防法」廃止
2001年	平成13年	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決
2001年	平成13年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行
2004年	平成16年	愛知県が「ハンセン病の記録」作成
2005年	平成17年	「ハンセン病問題に関する検証会議」が『最終報告書』を公表
2006年	平成18年	「第2回ハンセン病問題に関するシンポジウム」愛知県にて開催
2007年	平成19年	国立ハンセン病資料館 再開館
2009年	平成21年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が4月1日から施行

### 国立ハンセン病資料館

開館時間：午前9時30分から午後4時30分

入場料：無料

休館日：毎週月（祝日は翌日）年末年始・祝日の翌日

住所：東京都東村山市青葉町4-1-13 電話 042-396-2909

アクセス：西武池袋線清瀬駅南口より久米川駅又は所沢駅東口行きバス10分  
西武新宿線久米川駅南口より、清瀬駅南口行きバス20分  
\*いずれも「ハンセン病資料館」で下車すぐ



### 愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6268（ダイヤルイン）

E-mail [kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp)

ハンセン病対策ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000009303.html>